

発行者の決定事項等に関する通知要領

【振替投資信託受益権（E T F）の発行者】

2011年11月

株式会社証券保管振替機構

目次

第1 総説

1. 本通知要領について	2
2. 通知方法	2
3. 通知すべき時期	2
4. 通知の変更・訂正・取消し	2
5. Target 保振サイトによる通知の責任	3
6. 障害発生時の取扱い	3

第2 振替投資信託受益権（ETF）の発行者の通知事項

1. 振替投資信託受益権（ETF）の発行の決定	3
2. 発行者の業務の廃止若しくは合併又投資信託契約に係る事業譲渡	4
3. 投資信託約款の変更	4
4. 届出事項の変更	4
(1) 書面による通知	
① 代表者の変更【代表者印の変更を伴う場合】	
② 登記上の本店所在地の変更	
(2) Target 保振サイトによる通知	
① 商号の変更	
② 代表者の変更【代表者印の変更を伴わない場合】	
③ 計算期間終了日の変更	
④ 受託会社の変更	
⑤ 受益者名簿管理人の変更	
⑥ 売買単位の変更	
⑦ 販売会社の変更	
⑧ 情報取扱責任者等の変更	
⑨ 上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止	
⑩ ゆうちょ口座の振込指定の可否の変更	
5. 上場廃止の原因となる事実の発生	5
6. 振替投資信託受益権（ETF）に関する権利等に係る重要な事項についての決議または決定	5
7. その他機構が定める場合	6

内 容	備 考
<p>第1 総説</p> <p>1. 本通知要領について</p> <p>本通知要領では、振替投資信託受益権（E T F）の発行者が「株式等の振替に関する業務規程」第12条第1項及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」第6条に基づき、投資信託約款の変更の決定その他の規則で定める事項について、決議若しくは決定を行った場合又は当該事項が生じた場合に、その内容を機構に通知しなければならないときの具体的な通知方法等を定めています。</p> <p>2. 通知方法</p> <p>振替投資信託受益権（E T F）の発行者の決議又は決定事項等の通知は、書面による通知が必要となる一部の事項を除き、Target 保振サイトを用いて電磁的に行うこととなります。Target 保振サイトによる具体的な通知方法は、以下の二つとなります。</p> <p>（1）開示資料の代用による通知</p> <p>機構に対し通知すべき事項のうち、適時開示資料の記載対象となる内容については、適時開示を行い、Target 保振サイトの備考欄に当該開示資料の標題及び開示日時を記載する方法により、機構に対し通知いただくことが可能です。なお、開示資料を添付して通知いただくことも可能です。</p> <p>（2）書面の提出による通知</p> <p>機構に対し通知すべき事項のうち、適時開示資料の記載対象とならない内容については、機構が定める所定の書式（届出書類テンプレート）（以下「所定の書面」という。）に通知内容を記載した上でPDF化し、当該PDFファイルを添付することにより通知を行ってください。所定の書式につきましては、Target 保振サイト及び機構のホームページにおいて取得することができます。</p> <p>3. 通知すべき時期</p> <p>（1）適時開示等の対象となる通知事項</p> <p>適時開示又は法定公告の対象となる通知事項については、決議又は決定による適時開示又は法定公告後、速やかに通知を行ってください。</p> <p>（2）適時開示等の対象とならない通知事項</p> <p>適時開示又は法定公告の対象とならない通知事項については、決議又は決定後、速やかに通知を行ってください。</p> <p>4. 通知の変更・訂正・取消し</p> <p>（1）通知事項の変更又は訂正</p> <p>機構に通知した事項について、変更又は訂正を行った場合には、所定の書式に、変更又は訂正の内容を記載して、速やかに通知を行ってください。</p> <p>（2）通知事項の取消し</p> <p>機構に通知した事項の取消しを行った場合には、所定の書式に、取消しを行う旨を記載して、速やかに通知を行ってください。</p> <p>5. Target 保振サイトによる通知の責任</p>	<p>※ 通知内容について、機構から発行者に確認を行う場合には、情報取扱責任者又は機構との連絡部署の担当者に対して行います。</p> <p>※ 本通知要領で「開示資料の代用対象とする通知内容」としている項目を開示資料に記載しない場合は、通知書式「その他」（ST97-63）にその項目を記載して補足してください。</p> <p>※ 複数の振替投資信託受益権（E T F）について、同一の内容の通知を行う場合には、通知書式「複数銘柄に係る通知」（ST97-64）の利用が可能です。</p> <p>※ 特段の事情等により機構に対し速やかな通知が困難な場合には、事前にご相談ください。</p> <p>※ 通知書式「通知事項の変更・訂正」（ST97-65）</p> <p>※ 通知書式「通知事項の取消し」（ST97-66）</p>

内 容	備 考
<p>Target 保振サイトにより通知する内容については、通知を行った振替投資信託受益権（E T F）の発行者の責任となります。TargetID の悪用等により、通知が不正に行われた場合であっても、機構は正当な通知として取り扱います。</p> <p>6. 障害発生時の取扱い</p> <p>通信回線又は Target システムの障害により、Target 保振サイトによる通知ができない場合には、障害復旧までの間、暫定的に FAX 又は書面による通知が必要となります。障害発生中に FAX 又は書面で通知いただいた事項については、障害復旧後、改めて Target 保振サイトによる通知が必要となりますのでご了承ください。</p> <p>第2 振替投資信託受益権（E T F）の発行者の通知事項</p> <p>1. 振替投資信託受益権（E T F）の発行の決定</p> <p>振替投資信託受益権（E T F）の発行（振替投資信託受益権（E T F）の追加発行を行う場合を除きます。）を決定した場合には、金融商品取引所が上場承認を公表した日に、通知事項「受益権の発行」を選択し以下の書類を通知してください。</p> <p>① 振替投資信託受益権（E T F）の新規発行</p> <p>② 投資信託約款</p> <p>③ 銘柄情報通知フォーマット</p> <p>④ 情報取扱責任者選任届出書兼機構との連絡担当部署及び緊急時連絡用 F a x 番号の届出書（機構に対する通知等を他の会社に委託する場合）</p>	<p>※ 通知書式「振替投資信託受益権（E T F）の新規発行」(ST97-67)</p> <p>※ 通知書式「銘柄情報通知フォーマット」(S T06-02)</p> <p>※ 機構は、「銘柄情報提通知フォーマット」の「Ⅱ 銘柄情報」に御記入いただいた内容を機構のホームページに掲載することにより、当該振替投資信託受益権（E T F）の公示を行います。</p> <p>※ 通知書式「情報取扱責任者選任届出書兼機構との連絡担当部署及び緊急時連絡用 F a x 番号の届出書（機構に対する通知等を他の会社に委託する場合）」(ST99-08-01)</p> <p>※ 振替投資信託受益権が TOKYO AIM 取引所に上場する場合にでは、かつ、情報取扱責任者の役職名及び氏名として、発行者の担当者に加えて、指定アドバイザーの担当者を</p>

内 容	備 考
<p>⑤ Target システム利用申込書【東証上場銘柄用】(ユーザグループ登録申込書兼 Target サイト利用申込書)【機構が必要と認める場合のみ】</p> <p>2. 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡を決定した場合には、当該事項の適時開示後、通知事項「受益権の発行者の業務の廃止等」を選択して、第1の2.(1)開示資料の代用による通知を行ってください。</p> <p>(1) 開示資料の代用による通知項目</p> <p>① 業務廃止・合併・営業譲渡の日</p> <p>② 決定内容</p> <p>(2) 添付書類 開示資料(開示資料の代用による通知を行った場合には不要)</p> <p>3. 投資信託約款の変更 投資信託約款の変更を行う場合には、速やかに、所定の書式に投資信託約款変更内容を記載し、通知事項「その他」を選択して変更後の投資信託約款(PDFファイル)を添付した上で通知を行ってください。</p> <p>4. 届出事項の変更</p> <p>(1) 書面による通知</p> <p>1. の通知事項のうち、以下について変更を決定した場合には、速やかに所定の書面を機構に送付してください。</p> <p>① 代表者【代表者印の変更を伴う場合】 新代表者印の登記後、印鑑証明書を添付してください。</p> <p>② 登記上の本店所在地 変更後の本店所在地が記載された登記事項証明書を添付してください。</p> <p>(2) Target 保振サイトによる通知</p> <p>1. の通知事項のうち、以下について変更を決定した場合には、速やかに、通知事項「届出事項」を選択し通知を行ってください。</p> <p>① 商号</p> <p>② 代表者【代表者印の変更を伴わない場合】</p>	<p>届け出る場合に限りご提出が必要となります。</p> <p>※ 通知書式「Target システム利用申込書【東証上場銘柄用】(ユーザグループ登録申込書兼 Target サイト利用申込書)」(ST99-32)</p> <p>※ 通知書式「投資信託約款の変更」(ST97-60)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更(代表者及び代表者届出印の変更)」(ST97-61-01)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更(登記上の本店所在地の変更)」(ST97-61-02)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更(商号の変更)」(ST97-61-03)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更(代表者の変更)」</p>

内 容	備 考
<p>③ 計算期間終了日</p> <p>④ 受託会社</p> <p>⑤ 受益者名簿管理人</p> <p>⑥ 売買単位</p> <p>⑦ 販売会社</p> <p>⑧ 情報取扱責任者【部署及び連絡先の変更を含む。】</p> <p>⑨ 上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止</p> <p>⑩ ゆうちょ銀行の口座に係る振込指定の可否</p>	<p>(ST97-61-04)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（計算期間終了日の変更）」(ST97-61-05)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（受託会社の変更）」(ST97-61-06)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（受益者名簿管理人の変更）」(ST91-61-12)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（売買単位の変更）」(ST97-61-07)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（販売会社の追加又は指定取消）」(ST97-61-08)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（情報取扱責任者等の変更）」(ST97-61-09)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（上場する金融商品取引所の追加又は一部廃止）」(ST97-61-10)</p> <p>※ 通知書式「届出事項変更（ゆうちょ口座への振込指定）」(ST97-61-11)</p> <p>※ 変更日の2営業日前の日までに御通知ください。</p>
<p>5. 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実の発生</p> <p>金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合には、当該事実に係る適時開示後、速やかに、Target 保振サイトによる開示資料の代用又は開示資料の添付により、機構に通知してください。</p> <p>なお、上場廃止後、機構における取扱継続期間（機構が認めた場合に限る。）中に、販売会社による当該振替投資信託受益権（ETF）の総口数に係る買取りが完了した場合には、速やかに、所定の書式に買取完了日を記載して通知を行ってください。</p>	<p>※ 通知書式「買取完了に係る通知（取扱廃止時）」(ST97-68)</p>
<p>6. 振替投資信託受益権（ETF）に関する権利等に係る重要な事項についての決議又は決定</p> <p>1. ～ 5. を除く、振替投資信託受益権（ETF）に関する権利等に</p>	<p>※ 通知書式「振替投資信託受益権（ETF）に関する権利等に係る</p>

内 容	備 考
<p>係る重要な事項についての決議又は決定を行ったときは、当該決議又は決定後、速やかに、所定の書式に、振替投資信託受益権（E T F）に関する権利等に係る重要な事項の内容を記載して、通知を行ってください。</p> <p>7. その他機構が別に定める場合</p> <p>1. から6. に掲げる場合を除いて、機構が別に定める場合に該当するときは、通知事項「その他」を選択して、機構への通知していただく必要があります。</p>	<p>重要な事項についての決議又は決定」（ST97-62）</p> <p>※ 通知書式「発行者の決定事項等の通知（その他通知事項<Target保振サイト提出>用」（ST97-63）</p>

以 上